

自然公園制度の概要

及び

中央環境審議会自然環境部会の審議案件について

国立・国定公園について

1 指 定

○国立公園（自然公園法第5条第1項）

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を、環境大臣が関係都道府県及び審議会の意見を聴き区域を定めて指定。

28公園 総面積206万ha 国土面積の5.5%

○国定公園（自然公園法第5条第2項）

国立公園に準ずる優れた自然の風景地を、環境大臣が都道府県の申出により、審議会の意見を聴き区域を定め指定。

55公園 総面積134万ha 国土面積の3.6%

2 管 理

○公園計画

公園計画とは、公園の保護・利用のための規制・施設に関する計画。国立公園は環境大臣が審議会の意見を聴いて、国定公園は環境大臣が都道府県の申出により審議会の意見を聴いて決定。

○行為規制

公園計画に基づき「特別保護地区」「第1種、第2種、第3種特別地域」「海中公園地区」を環境大臣が指定。これらの地域では、工作物の新改増築、土石の採取、木竹の伐採等の行為は、国立公園は環境大臣の、国定公園は都道府県知事の許可がそれぞれ必要。

○公園事業

公園事業とは、公園計画に基づいて実施する保護、利用のための施設に関する事業道路、園地、宿舎、野営場等の12項目38種を政令で規定

事業の執行に先立って、事業の位置、規模等の事業概要を決定（事業決定）

国立公園の公園事業は、環境大臣が審議会の意見を聴いて決定。国定公園の公園事業は、都道府県知事が決定する。

国立公園の公園事業は国が執行する。ただし、地方公共団体は環境大臣の同意を得て、民間はその認可を受けて執行することができる。

国定公園の公園事業は都道府県が執行する。ただし、国及び市町村等は都道府県知事の同意を得て、民間はその認可を受けて執行することができる。

○国定公園の管理体制

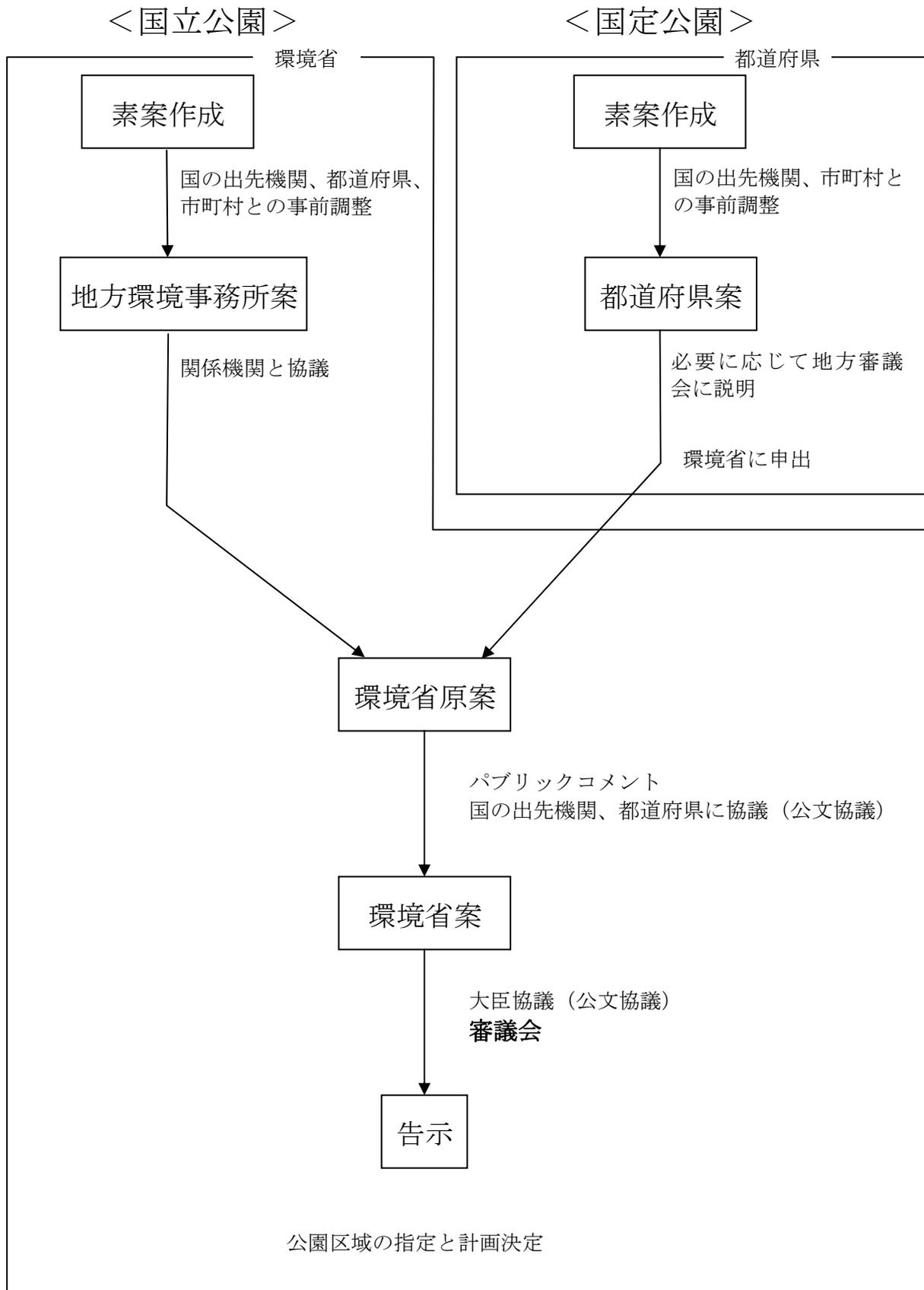
都道府県が自治事務として管理

自然公園法の仕組み



* 都道府県立公園については、都道府県条例にて定めることとしている。（§ 59～68）

国立・国定公園の区域指定、計画決定までの流れ



自然公園法 第二章 国立公園及び国定公園

第一節 指定

(指定)

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

3 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 環境大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 環境大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第二節 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 国立公園に関する公園事業は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

3 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。

4 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

5 環境大臣は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

6 都道府県知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第八条 環境大臣は、国立公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 環境大臣は、国立公園に関する公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

4 前条第五項の規定は環境大臣が公園計画又は公園事業を廃止し、又は変更したときについて、同条第六項の規定は都道府県知事が公園事業を廃止し、又は変更したときについて準用する。

審議会案件（自然公園法に基づく「意見を聴く案件」）

部会案件、小委員会案件区分

		国立公園		国定公園			
			部会	小		部会	小
公園の指定等	指定 （新たな公園指定）	法第5条第1項	◎		法第5条第2項	◎	
	解除 （全区域の解除）	法第6条第1項	◎		法第6条第2項	◎	
	区域の変更 （指定区域の追加、一部削除に伴う変更）	法第6条第1項	◎	◎ (1)	法第6条第2項	◎	◎ (1)
公園計画の決定等	公園計画の決定 （新たな公園指定に伴う計画の決定）	法第7条第1項	◎		法第7条第3項	◎	
	公園計画の廃止 （公園解除に伴う計画の廃止）	法第8条第1項	◎		法第8条第3項	◎	
	公園計画の変更 （保護規制計画の地種区分の変更等、利用計画の追加、削除変更）	法第8条第1項	◎	◎ (2)	法第8条第3項	◎	◎ (2)
公園事業の決定等	公園事業の決定 （公園計画に基づく事業の実施内容の概要決定）	法第7条第2項	—	◎	知事が決定（審議会は関わりなし）		
	公園事業の廃止・変更 （上記決定事項の廃止、内容変更）	法第7条第2項	—	◎	知事が決定（審議会は関わりなし）		

注 (1) 区域の変更：変更される公園区域の総面積が 1,000ha を超えないものに限る。

(2) 公園計画の変更：変更される公園区域の総面積が 1,000ha を超えない案件にかかる公園計画の変更に限る。

※部会・小委員会の案件区分については、「自然公園小委員会の設置について（平成 13 年 3 月 23 日 自然環境部会決定）」に基づくものである。

中央環境審議会議事運営規則（抜粋）

（会議の招集）

第1条 会長は、中央環境審議会（以下「審議会」という。）の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に係りのある臨時委員に通知するものとする。

（会長）

第2条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

（小委員会）

第8条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5 第1条及び第2条第1項並びに中央環境審議会令第7条第1項及び第2項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

中央環境審議会令（抜粋）

（議事）

第7条 審議会は、委員及び議事に係りのある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に係りのある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

自然公園小委員会の設置について

平成13年3月23日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、自然公園小委員会を置く。
- 2 自然公園小委員会は、自然公園法（昭和32年法律161号）の規定により中央環境審議会の権限に属させられた事項のうち、次に掲げる事項（ラムサール条約登録湿地、世界遺産地域及び貴重な野生動植物の生息地又は生育地に係る国立公園又は国定公園の区域の変更その他の自然公園法の施行上重要な事項に関するものとして自然環境部会長が認めるものを除く。）を調査審議する。
 - イ 国立公園又は国定公園の区域の変更のうち、変更される区域の総面積が1,000haを超えないものに関するもの
 - ロ 国立公園又は国定公園の公園計画の変更（イに該当しない公園の区域の変更に伴う公園計画の変更を除く。）に関するもの
 - ハ 国立公園の公園事業の決定等に関するもの
- 3 自然公園小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。